

生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 8 月 15 日

更新日 令和 6 年 5 月 20 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒） 8 6 1－2 1 0 1 熊本県熊本市東区桜木六丁目－3－5 4

（クマモトケンクマモトシヒガシクサクラギ）

名称（フリガナ）：熊本県産牛肉消費拡大推進協議会

（クマモトケンサンギユウニクショウヒカクダイスイシンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 熊本県知事 木村 敬

ウェブサイトのアドレス：<http://kumamoto-beef.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

くまもとあか牛（クマモトアカウシ）

4 明細書の変更

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、一般社団法人日本あか牛登録協会が発行する子牛登記証明書またはこれに準じる証明書により、褐毛和種であるか否かを確認する。

（2）生産地における飼養期間及び最終飼養地

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の構成員である生産者団体（以下、「生産者団体」という）は、当該生産者団体に所属する生産業者が出荷する褐毛和種について、生産履歴証明書を作成し、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会に提出する。熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、その記載内容及び独立行政法人家畜改良センター提供の個体識別情報を確認することで、肥育期間が 12 ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であることか否かを確認する。

（3）枝肉基準の確認

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、生産者団体が作成する生産履歴証明書により未經産牛か去勢牛かを確認するとともに、公益社団法人日本食肉格付協会が発行する牛枝肉格付明細書により肉質等級が 2 等

級以上であること（おおむね4等級以下）を確認する。

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、少なくとも1年に1回、「くまもとあか牛」の枝肉等級を集計する。

6 明細書適合性の指導

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、総会等において、生産業者に対して「くまもとあか牛」の品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、枝肉基準及び5（3）の集計結果について周知徹底を図るとともに、生産者団体は肉質等級が2等級以上、かつおおむねその全てが4等級以下となるよう生産指導する。

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、枝肉基準に満たないものを「くまもとあか牛」として出荷した場合には、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産業者について、「くまもとあか牛」として出荷することを一定期間禁止することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

（1）熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、前述5の確認の際に、生産地における飼養期間及び最終飼養地、枝肉基準の各基準をいずれも満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「くまもとあか牛」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。また、協議会総会等において、地理的表示の使用及び登録標章の貼付ルール等について周知徹底を図る。

（2）熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、（1）の確認の際に、以下の牛肉があるか否かを確認する。

- ① 品種・生産地における飼養期間及び最終飼養地・枝肉基準の各基準をいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「くまもとあか牛」及び登録標章が使用されている牛肉
- ② 地理的表示である「くまもとあか牛」のみが使用されている牛肉
- ③ 登録標章のみが使用されている牛肉
- ④ 地理的表示である「くまもとあか牛」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

8 地理的表示等の使用の指導

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、前述の5の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、当該生産業者について、「くまもとあか牛」として出荷することを一定期間禁止することができる。

- ① 品種・生産地における飼養期間及び最終飼養地、枝肉基準の各基準をいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「くまもとあか牛」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「くまもとあか牛」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

- ④ 地理的表示である「くまもとあか牛」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

9 実績報告書の作成等

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が作成した検査記録
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会は、前述9により作成提出した以下の書類を、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の事務所（熊本県熊本市所在）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

11 連絡先

